別　紙

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第　　　４４６号 国自旅第　　　１６１号 国自整第　　　１４９号 平成１４年　１月３０日 一部改正　国自総第　　　１２０号 国自旅第　　　　４６号 国自整第　　　　４７号 平成１４年　６月２８日 一部改正　国自総第　　　２８６号 国自旅第　　　１３２号 国自整第　　　１１４号 平成１４年１０月　１日 一部改正　国自総第　　　５４０号 国自旅第　　　２４３号 国自整第　　　２２６号 平成１５年　３月３１日 一部改正　国自総第　　　５５３号 国自旅第　　　２６３号 国自整第　　　１８６号 平成１６年　３月２９日 一部改正　国自総第　　　３９２号 国自旅第　　　１８５号 国自整第　　　　８３号 平成１７年１２月　５日 一部改正　国自総第　　　３２９号 国自旅第　　　１８７号 国自整第　　　　９５号 平成１８年　９月２９日 一部改正　国自総第　　　５８７号 国自旅第　　　３２８号 国自整第　　　１７９号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　　　　２９号 国自旅第　　　　８２号 国自整第　　　　４２号	国自総第　　　４４６号 国自旅第　　　１６１号 国自整第　　　１４９号 平成１４年　１月３０日 一部改正　国自総第　　　１２０号 国自旅第　　　　４６号 国自整第　　　　４７号 平成１４年　６月２８日 一部改正　国自総第　　　２８６号 国自旅第　　　１３２号 国自整第　　　１１４号 平成１４年１０月　１日 一部改正　国自総第　　　５４０号 国自旅第　　　２４３号 国自整第　　　２２６号 平成１５年　３月３１日 一部改正　国自総第　　　５５３号 国自旅第　　　２６３号 国自整第　　　１８６号 平成１６年　３月２９日 一部改正　国自総第　　　３９２号 国自旅第　　　１８５号 国自整第　　　　８３号 平成１７年１２月　５日 一部改正　国自総第　　　３２９号 国自旅第　　　１８７号 国自整第　　　　９５号 平成１８年　９月２９日 一部改正　国自総第　　　５８７号 国自旅第　　　３２８号 国自整第　　　１７９号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　　　　２９号 国自旅第　　　　８２号 国自整第　　　　４２号

平成２０年　６月１１日
一部改正　国自安第　　　　５４号
国自旅第　　　１２０号
国自整第　　　　４７号
平成２０年　９月２８日
一部改正　国自安第　　　１１７号
国自旅第　　　１９４号
国自整第　　　　９１号
平成２１年１１月２０日
一部改正　国自安第　　　　６　号
国自旅第　　　　８　号
国自整第　　　　６　号
平成２２年　４月２８日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
自動車交通局技術安全部整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成１２年法律第８６号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

平成２０年　６月１１日
一部改正　国自安第　　　　５４号
国自旅第　　　１２０号
国自整第　　　　４７号
平成２０年　９月２８日
一部改正　国自安第　　　１１７号
国自旅第　　　１９４号
国自整第　　　　９１号
平成２１年１１月２０日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
自動車交通局技術安全部整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成１２年法律第８６号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第２条の２　～　第２０条　（略）

第２１条　過労防止等
（１）　～　（３）　（略）
（４）酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止（第４項）
「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度０．３ｍｇ／mℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15ｍｇ／ℓ以上であるか否かを問わないものである。
（５）健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止（第５項）
①　～　②　（略）
（６）交替運転者の配置（第６項）
①　～　②　（略）

第２２条　（略）

第２４条　点呼等
（１）　（略）
①　～　③　（略）
④　「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度０．３ｍｇ／mℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15ｍｇ／ℓ以上であるか否かを問わないものである。
（２）アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第３項）
①　アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。
②　アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。
③　「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
④　「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。
このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
イ　毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。ロにおいて同じ。）確認すべき事項

記

第２条の２　～　第２０条　（略）

第２１条　過労防止等
（１）　～　（３）　（略）
（４）健康状態の把握及び疾病・疲労・飲酒等のある乗務員の乗務禁止（第４項）
①　～　②　（略）
（５）交替運転者の配置（第５項）
①　～　②　（略）

第２２条　（略）

第２４条　点呼等
（１）　（略）
①　～　③　（略）

（イ）　アルコール検知器の電源が確実に入ること。
（ロ）　アルコール検知器に損傷がないこと。
ロ　毎日確認することが望ましく、少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項
（イ）　確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
（ロ）　洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

⑤　「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

⑥　「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

（３）乗務前及び乗務後の点呼等の記録等（第４項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を１年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

①　乗務前点呼
イ．点呼執行者名
ロ．運転者名
ハ．乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
ニ．点呼日時
ホ．点呼方法
（イ）アルコール検知器の使用の有無
（ロ）対面でない場合は具体的方法
ヘ．酒気帯びの有無
ト．運転者の疾病、疲労等の状況
チ．日常点検の状況
リ．指示事項
ヌ．その他必要な事項

②　乗務後点呼
イ．点呼執行者名

（２）乗務前及び乗務後の点呼等の記録等（第３項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を１年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

①　乗務前点呼
イ．点呼執行者名
ロ．運転者名
ハ．乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
ニ．点呼日時
ホ．点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
ヘ．運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
ト．日常点検の状況
チ．指示事項
リ．その他必要な事項

②　乗務後点呼
イ．点呼執行者名

ロ．運転者名
ハ．乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
ニ．点呼日時
ホ．点呼方法
（イ）アルコール検知器の使用の有無
（ロ）対面でない場合は具体的方法
ヘ．自動車、道路及び運行の状況
ト．酒気帯びの有無
チ．交替運転者に対する通告
リ．その他必要な事項

第２５条　～　４７条の８　（略）

第４７条の９　運行管理者等の選任
（１）　（略）
（２）本条第１項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。
なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第３項に規定する補助者を兼務することはできない。
①　～　⑤　（略）
（３）　～　（４）　（略）
（５）第３項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。
ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。
（６）補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、第２４条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
（７）補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
イ．運転者が酒気を帯びている
ロ．疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
ハ．無免許運転
ニ．最高速度違反行為
（８）本条第５項は、事業者が法第７８条第３号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数に当該自家用自動車の数を加えて得た数に応じて、上記に示す数以上の運行管理者を選任しなければならないことを定めるものである。

ロ．運転者名
ハ．乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
ニ．点呼日時
ホ．点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
ヘ．自動車、道路及び運行の状況
ト．交替運転者に対する通告
チ．その他必要な事項

第２５条　～　４７条の８　（略）

第４７条の９　運行管理者等の選任
（１）　（略）
（２）本条第１項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。
なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者を兼務することはできない。
①　～　⑤　（略）
（３）　～　（４）　（略）
（５）補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、第２４条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
（６）本条第５項は、事業者が法第７８条第３号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数に当該自家用自動車の数を加えて得た数に応じて、上記に示す数以上の運行管理者を選任しなければならないことを定めるものである。

第４８条　（略）

第４８条の２　運行管理規程
　補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第４８条の４　（略）

第４８条の５　運行管理者の資格要件
（１）　～　（２）　（略）
（３）第１項第１号の「講習」のうち少なくとも１回は基礎講習を受講すること。
（４）第１項第１号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合１回とする。

第４８条の６　（略）

第４８条の７　資格者証の訂正
　資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。
　また、訂正申請書の保存期間は３年間とする。

第４８条の８　～　第６８条　（略）

附　則（平成２１年９月２８日付け国自安第５４号、国自旅第１２０号、国自整第４７号）
　改正後の通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１７号、国自旅第１９４号、国自整第９１号）
　改正後の通達は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月２８日付け国自安第６号、国自旅第８号、国自整第６号）
　改正後の通達は、平成２２年４月２８日から施行する。ただし、第２４条に（２）を加える改正規定、同条（３）①ホ．及び②の改正規定並びに第４８条の２の改正規定は、平成２３年４月１日から施行する。

別添　（略）

第４８条　（略）

第４８条の２　運行管理規程
　補助者を選任する場合には、補助者の職務及び選任方法等について明記しておくよう指導すること。

第４８条の４　（略）

第４８条の５　運行管理者の資格要件
（１）　～　（２）　（略）

（３）第１項第１号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合１回とする。

第４８条の６　（略）

第４８条の７　資格者証の訂正
　資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第４８条の８　～　第６８条　（略）

附　則（平成２１年９月２８日付け国自安第５４号、国自旅第１２０号、国自整第４７号）
　改正後の通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１７号、国自旅第１９４号、国自整第９１号）
　改正後の通達は、平成２１年１２月１日から施行する

別添　（略）

別　紙

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第　　５１０号 国自貨第　　１１８号 国自整第　　２１１号 平成１５年　３月１０日 一部改正　国自総第　　３３０号 国自貨第　　　９４号 国自整第　　　９６号 平成１８年１０月２７日 一部改正　国自総第　　５８８号 国自貨第　　１６５号 国自整第　　１８０号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　　　５５号 国自貨第　　　７３号 国自整第　　　４８号 平成２１年　９月２８日 一部改正　国自安第　　１１９号 国自貨第　　１１６号 国自整第　　　９３号 平成２１年１１月２０日 一部改正　国自安第　　　　９号 国自貨第　　　１２号 国自整第　　　　７号 平成２２年　４月２８日 各地方運輸局自動車交通部長　殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長　殿 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長	国自総第　　５１０号 国自貨第　　１１８号 国自整第　　２１１号 平成１５年　３月１０日 一部改正　国自総第　　３３０号 国自貨第　　　９４号 国自整第　　　９６号 平成１８年１０月２７日 一部改正　国自総第　　５８８号 国自貨第　　１６５号 国自整第　　１８０号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　　　５５号 国自貨第　　　７３号 国自整第　　　４８号 平成２１年　９月２８日 一部改正　国自安第　　１１９号 国自貨第　　１１６号 国自整第　　　９３号 平成２１年１１月２０日 各地方運輸局自動車交通部長　殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長　殿 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成１４年法律第７７号）が平成１５年４月１日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成２年９月２０日付け貨技第８８号。以下「旧通達」という。）は、本年３月３１日限りで廃止する。

記

第２条の２　～　第２条の８　（略）

第３条　過労運転の防止

１　～　３　（略）

４．第５項関係

「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度０．３ｍｇ／mℓ又は呼気中のアルコール濃度0．15ｍｇ／ℓ以上であるか否かを問わないものである。

５．第６項関係

（１）　～　（２）　（略）

６．第７項関係

（１）　～　（２）　（略）

７．第８項関係　（略）

第４条　～　第６条　（略）

第７条　点呼等

１．第１項、第２項及び第３項関係（別紙２参照）

（１）「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成１４年法律第７７号）が平成１５年４月１日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成２年９月２０日付け貨技第８８号。以下「旧通達」という。）は、本年３月３１日限りで廃止する。

記

第２条の２　～　第２条の８　（略）

第３条　過労運転の防止

１　～　３　（略）

４．第５項関係

（１）　～　（２）　（略）

５．第６項関係

（１）　～　（２）　（略）

６．第７項関係　（略）

第４条　～　第６条　（略）

第７条　点呼等

１．第１項、第２項及び第３項関係（別紙２参照）

（１）「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

（２） ～ （３） （略）

（４）「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

（５） ～ （７） （略）

（８）「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度０．３ｍｇ／mℓ又は呼気中のアルコール濃度0．15ｍｇ／ℓ以上であるか否かを問わないものである。

（９）第１８条第３項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも３分の１以上でなければならない。

２．第４項関係

（１）アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。

（２）アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

（３）「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

（４）「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ。）確認すべき事項

ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項

ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

（２） ～ （３） （略）

（４）「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼においては、当該運転者の飲酒の状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

（５） ～ （７） （略）

（８）第１８条第３項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも３分の１以上でなければならない。

イ　洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

（５）「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

（６）「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

３．第５項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を１年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

（１）乗務前点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼方法

イ．アルコール検知器の使用の有無

ロ．対面でない場合は具体的方法

⑥　酒気帯びの有無

⑦　運転者の疾病、疲労等の状況

⑧　日常点検の状況

⑨　指示事項

⑩　その他必要な事項

（２）乗務途中点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

２．第４項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を１年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

（１）乗務前点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼方法（対面でない場合は具体的方法）

⑥　運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況

⑦　日常点検の状況

⑧　指示事項

⑨　その他必要な事項

（２）乗務途中点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼方法
イ．アルコール検知器の使用の有無
ロ．具体的方法
⑥　酒気帯びの有無
⑦　運転者の疾病、疲労等の状況
⑧　指示事項
⑨　その他必要な事項

（３）乗務後点呼
①　点呼執行者名
②　運転者名
③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④　点呼日時
⑤　点呼方法
イ．アルコール検知器の使用の有無
ロ．対面でない場合は具体的方法
⑥　自動車、道路及び運行の状況
⑦　交替運転者に対する通告
⑧　酒気帯びの有無
⑨　その他必要な事項

第８条　～　第１７条　（略）

第１８条　運行管理者等の選任

１．第１項第１号及び第２号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第３項に規定する補助者を兼務することはできない。ただし、本通達第７条１．（５）、１．（６）及び１．（７）により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
２９両まで　（運行車＋運行車以外） ５両以上２９両まで　（運行車以外）	１人
３０両～　５９両（運行車＋運行車以外）	２人
６０両～　８９両（運行車＋運行車以外）	３人
９０両～１１９両（運行車＋運行車以外）	４人
１２０両～１４９両（運行車＋運行車以外）	５人
１５０両～１７９両（運行車＋運行車以外）	６人
１８０両～２０９両（運行車＋運行車以外）	７人
２１０両～２３９両（運行車＋運行車以外）	８人

⑤　点呼方法
⑥　運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
⑦　指示事項
⑧　その他必要な事項

（３）乗務後点呼
①　点呼執行者名
②　運転者名
③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④　点呼日時
⑤　点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
⑥　自動車、道路及び運行の状況
⑦　交替運転者に対する通告
⑧　その他必要な事項

第８条　～　第１７条　（略）

第１８条　運行管理者等の選任

１．第１項第１号及び第２号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者を兼務することができない。ただし、本通達第７条１．（５）、１．（６）及び１．（７）により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
２９両まで　（運行車＋運行車以外） ５両以上２９両まで　（運行車以外）	１人
３０両～　５９両（運行車＋運行車以外）	２人
６０両～　８９両（運行車＋運行車以外）	３人
９０両～１１９両（運行車＋運行車以外）	４人
１２０両～１４９両（運行車＋運行車以外）	５人
１５０両～１７９両（運行車＋運行車以外）	６人
１８０両～２０９両（運行車＋運行車以外）	７人
２１０両～２３９両（運行車＋運行車以外）	８人

２．　（略）
３．第３項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。
　ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。
４．補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。
　ただし、第７条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
５．補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
　イ．運転者が酒気を帯びている
　ロ．疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
　ハ．無免許運転、大型自動車等無資格運転
　ニ．過積載運行
　ホ．最高速度違反行為

第１９条　～　第２０条　（略）

第２１条　運行管理規程
　補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第２３条　（略）

第２４条　運行管理者の資格要件
１．　～　２．　（略）
３．第１項第１号の「講習」のうち少なくとも１回は基礎講習を受講すること。
４．第１項第１号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合１回とする。

第２５条　（略）

第２６条　運行管理者証の訂正
　資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。
　また、訂正申請書の保存期間は３年間とする。

第２７条　～　第３１条　（略）

２．　（略）

３．補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。
　ただし、第７条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。

第１９条　～　第２０条　（略）

第２１条　運行管理規程
　補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、補助者の職務等について明記しておくこと。

第２３条　（略）

第２４条　運行管理者の資格要件
１．　～　２．　（略）

３．第１項第１号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合１回とする。

第２５条　（略）

第２６条　運行管理者証の訂正
　資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第２７条　～　第３１条　（略）

改正後	改正前
附　則 本通達中第９条の４　１．、第１０条４．及び第２３条４．（１）の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成１５年８月１日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。	附　則 本通達中第９条の４　１．、第１０条４．及び第２３条４．（１）の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成１５年８月１日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。
附　則（平成１８年１０月２７日付け国自総第３３０号、国自貨第９４号、国自整第９６号） 改正後の通達は、平成１８年１０月２７日から適用する。	附　則（平成１８年１０月２７日付け国自総第３３０号、国自貨第９４号、国自整第９６号） 改正後の通達は、平成１８年１０月２７日から適用する。
附　則（平成１９年３月３０日付け国自総第５８８号、国自貨第１６５号、国自整第１８０号） 改正後の通達は、平成１９年４月１日から適用する。	附　則（平成１９年３月３０日付け国自総第５８８号、国自貨第１６５号、国自整第１８０号） 改正後の通達は、平成１９年４月１日から適用する。
附　則（平成２１年９月２８日付け国自安第５５号、国自貨第７３号、国自整第４８号） 改正後の通達は、平成２１年１０月１日から施行する。	附　則（平成２１年９月２８日付け国自安第５５号、国自貨第７３号、国自整第４８号） 改正後の通達は、平成２１年１０月１日から施行する。
附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１９号、国自貨第１１６号、国自整第９３号） 改正後の通達は、平成２１年１２月１日から施行する。	附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１９号、国自貨第１１６号、国自整第９３号） 改正後の通達は、平成２１年１２月１日から施行する。
附　則（平成２２年４月２８日付け国自安第９号、国自貨第１２号、国自整第７号） 改正後の通達は、平成２２年４月２８日から施行する。ただし、第７条に２．を加える改正規定、同条３．（１）⑤、（２）及び（３）の改正規定並びに第２１条の改正規定は、平成２３年４月１日から施行する。	
別紙１　～　別紙６　（略）	別紙１　～　別紙６　（略）
別添　（略）	別添　（略）